

議案第5号 山車保存会規程の制定について

1. 北尾祭礼山車について

北尾の山車は昭和43年10月1日に大府市指定文化財となりました。登録時の名称は山之神社祭礼山車、所有者は山之神社山車保存会でした。平成7年6月1日に北尾自治会が発足し、山車の所有者を山之神社山車保存会より北尾自治会に移管しました。その時点で山之神社祭礼山車は北尾自治会員みんなの山車となりました。

山車の保守管理は専門部規程にて管財部とし、管財部に山車専門委員会を設置しました。そして、山之神社山車保存会の人たちが委員となって保守管理を引き継ぎました。保守管理は先人からの口伝で山車の山あげ(組み立て)や山おろし(解体、収納)などの保守管理が行われてきました。

2. 山車保存会の立ち上げと位置づけについて

北尾祭礼山車は古い歴史を積み重ねており、長年の山車曳き廻しにより経年劣化が進み、各部位の損傷が目立つようになりました。そのため、市指定文化財として市の補助金、国(文化庁)の文化芸術振興費補助金を活用し、令和2年度から大規模復元修繕をすることになりました。また、先人から山車の山あげ、山おろし、維持管理を口伝で身につけ引継いできた人達も高齢化が進み伝承が懸念されるようになりました。

この機会に、「北尾自治会山車保存会」を立ち上げ、継続的・計画的に山車の維持保存に努め、地域活性化と次世代への継承・発展、地域文化の向上を図っていくことにしました。

そして、現在ある自治会管財部「山車専門委員会」を「北尾自治会山車保存会」に改名し位置づけることとしました。また、会の組織を強化し、事業内容を充実させていきます。

※ 北尾自治会山車保存会規程(別紙①)および保存会名簿に則り会を運営していきます。

3. 山車修繕及び維持管理のための特別会計への移行について

現在、管財部で管理している山車維持管理費については、山車保存会設立後に特別会計に移行し管理を行う。なお、当面の修繕費用については、補助金が支払われるまで北尾まちづくり基金から繰り入れて運用し、補助金交付や寄付金徴収の進捗により順次基金への積み立てを行う。

(名称)

第1条 本会は北尾自治会山車保存会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は祖先の尊い文化遺産の山車を維持保存し、子孫に伝承すると共に、地域活性化と地域文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山車及び付帯設備等の保存、維持管理
- (2) 山車に関する調査、研究及び資料の収集、公開
- (3) 地域活性化、地域文化の向上事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 委員 概ね15名

(役員を選任等)

第5条 役員は次のとおり選任する。

- (1) 会長は、管財部長が指名する。
- (2) 副会長、書記、会計は、役員会で同意を得て役員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位により、その職務を代行する。
3. 書記は本会の事業記録を整理し、議事録を作成し、保管する。
4. 会計は本会の事業に係わる収支の一切を記帳し、会計簿を管理する。
5. 委員は本会の重要な事項を審議し、会務の執行、運営にあたる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

(会計)

第8条 本会は補助金、寄付金、その他をもって運営する。

2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

附則

1. この規程は令和2年4月1日から施行する。